

別表（第2条関係） 地下水と土を育む農業育成事業

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
<p>1 適正施肥推進 農業者からの依頼により実施する作付前土壌診断費用のうち、農業者負担分に対し支援する。</p>	<p>市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等</p>	<p>1／2以内 （上限1千円／診断1件。ただし、CEC及び腐植を測定する場合は1.5千円／診断1件。）</p>	<p>事業メニュー欄の1については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言又はくまもとグリーン農業応援宣言を行っていること。 2 農業者がくまもとグリーン農業生産宣言の申出を行っていること。 3 同一生産者に対しては、1年間で1回までの助成とする。

事業メニュー	事業主体	補助率	採択要件
<p>2 くまもとグリーン農業生産拡大支援（初回のみ）</p> <p>（1）推進事業</p> <p>① 農産物生産システムの構築、技術導入・普及及び消費者への情報発信に関する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・出荷履歴記録体制整備、有機JAS認証の取得、国際水準GAP認証の更新（団体のみ）等 ・検討会・研修会の開催、技術実証展示ほ設置等 ・消費者交流会の開催、啓発資料作成等 <p>② マーク活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マークのシール等作成費、表示マーク印刷に係る掛かり増し経費 ・マークを活用した農産物の販売促進に関する活動旅費・報償費、マーケティングの実施等 <p>③ 購入機会拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マークを活用した農産物の店舗等におけるPRに関する資材等作成に要する経費等 <p>（2）技術導入支援</p> <p>堆肥散布機、局所施肥機械、堆肥ストックヤード、防虫ネット、除草用機械、防蛾灯、熱水・蒸気土壌消毒機、天敵・フェロモン剤等</p> <p>① 土づくり及び減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入に資する資材の導入</p> <p>② 慣行レベルより5割以上削減する取組における土づくり、減化学肥料栽培、減化学農薬栽培に資する資材、機械等の導入</p> <p>③ 有機農業の取組に資する資材、機械等の導入</p>	<p>市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、NPO法人、物産館、直売所等。</p> <p>ただし、農業者等の組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約の定めのあるものに限る。</p>	<p>2 (1) ① ② 1 / 2 以内</p> <p>2 (1) ③ 定額 (上限 50万 円)</p> <p>2 (2) ① 1 / 3 以内</p> <p>2 (2) ② ③ 1 / 2 以内</p>	<p>事業メニュー欄の2 (1) ①②及び(2)については、次のとおりとする。</p> <p>1 事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言を行っていること。</p> <p>ただし、生産宣言できない場合は、くまもとグリーン農業応援宣言をもって代えることができる。</p> <p>2 受益農業者数がおおむね5戸以上であること。</p> <p>3 受益農業者の全員がくまもとグリーン農業生産宣言を行うか申出を行っていること（ただし、2の(1) ②における地下水と土を育む農畜産物等認証マーク利用において、生産宣言できない場合はこの限りではない）。</p> <p>4 2の(1) ②における販売促進の場合は、販売店がくまもとグリーン農業応援宣言を行うか又は申出を行っていることに加え、くまもとグリーン農業の農産物を消費地に継続的に出荷することとし、マーク印刷又はシール等作成、マーケティングの実施は必須取組とする。</p> <p>5 2の(2) ③における有機農業の取組は、事業実施年度の翌年度までに熊本型特別栽培農産物（有作くん100）認証又は有機JAS認証取得を必須とする。</p> <p>事業メニュー欄の2 (1) ③については、次のとおりとする。</p> <p>1 事業主体がくまもとグリーン農業応援宣言を行っていること。</p>